

# 保健センターだより16

～あなたの健康づくりを応援します!～

## 6月4日～6月10日は 「歯と口の健康週間」です

歯を失う原因は歯周病とむし歯です。歯周病やむし歯は自然治癒することはありません。いつまでも歯と口の健康を保ち健口（けんこう）に努めましょう。

～歯を守る生活習慣～

- ポイント1 食べた後は、丁寧に歯をみがきましょう。  
特に歯と歯の間、歯と歯茎の境目、奥歯のかみ合わせは気をつけて！
- ポイント2 よく噛んで食べましょう。
- ポイント3 定期的に歯科健診を受けましょう



お口の健康を確認するために、定期的に歯科検診を受けましょう。

～「歯と口の健康週間」中の無料歯科健康診査及び相談の実施のお知らせ～

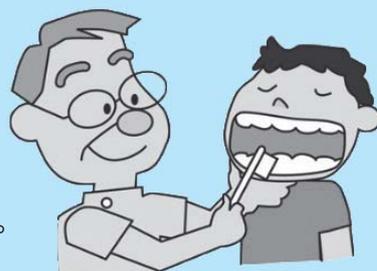
期間：6月4日（金）～6月10日（木）

場所：県内の歯科医院

対象：県民

料金：無料 ※事前に受診したい歯科医院に電話でお申し込みください。

問合せ先：山口県歯科医師会 【☎083(928)8020】



## 5月31日（金）は世界禁煙デー 5月31日（金）～6月6日（木）は禁煙週間です!!

世界保健機関（WHO）が平成元年に5月31日を「世界禁煙デー」と定め、日本においても厚生労働省が平成4年から世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」と決めました。

平成27年度はたばこを減らすことで命を守ることを目的として、「2020年、スモークフリーの国を目指して～東京オリンピック・パラリンピックに向けて～」が禁煙週間のテーマです。



### たばこの煙のない（スモークフリー）環境を広げ受動喫煙を防止しましょう!!

他人のたばこの煙を吸わされることを“受動喫煙”といいます。たばこの煙には、喫煙者の口の中に入る煙（主流煙）より周りの煙（副流煙）の方が有害物質の濃度が高く、発がん性物質では約52倍も高いといわれています。

屋外に喫煙場所を設置する場合には、通路、出入口、子どものいる空間等から“おおむね10m以上”離すことが必要です。



屋外の喫煙所は、非喫煙者の利用する場所から少なくとも10m離して設置しましょう。

問合せ先 健康増進課【☎0837(53)0304】

# 平成27年度の臨時福祉給付金及び 子育て世帯臨時特例給付金に関するお知らせ

## 臨時福祉給付金について

平成27年度についても消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、臨時的な措置として、臨時福祉給付金を実施することになりました。

具体的な申請の受付時期・手続等については、決まり次第、改めて市報や市ホームページでお知らせします。

- 給付対象者 平成27年度分市民税（均等割）が課税されない人  
ただし、次に該当する人は対象外です。
  - ・市町民税（均等割）が課税されている人の扶養親族等になっている人
  - ・生活保護を受給している人
- 申請先 基準日（平成27年1月1日）に住民登録がされている市町村  
※申請・支給手続は現在準備中です。
- 給付額 給付対象者1人につき6,000円

※制度について詳しくは、厚生労働省のホームページや専用ダイヤルをご利用ください。

- 厚生労働省ホームページ[<http://www.mhlw.go.jp>]
- 厚生労働省の専用ダイヤル[☎0570(037)192]

## 子育て世帯臨時特例給付金

平成27年度についても消費税率の引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金を実施することになりました。

- 給付対象者 基準日（平成27年5月31日）における平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）を本市より受給する人  
また、公務員の人については、本市が住所地である人
- 対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の対象となる児童
- 申請書の配布 5月下旬に児童手当の現況届と一緒に申請書等を送付します。  
公務員の人については、所轄庁より申請書等が配布されます。
- 申請期間 6月1日☎～12月1日☎まで
- 申請方法 送付された申請書を記入し、必要な書類を添付して、地域福祉課、各総合支所及び各出張所へ提出してください。
- 給付額 対象児童1人につき3,000円
- 支給時期 10月以降となります。

問合せ先 地域福祉課[☎0837(52)5228]

## ※臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

臨時福祉給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」の発生が懸念されますので、下記の点にご留意いただき、被害にあわないようご注意ください。

- ・市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません。
- ・市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ・現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、最寄りの警察署（又は警察相談専用電話[☎#9110]）にご連絡ください。